

ささえ、ささえられて
ホッと、安心～みんなの笑顔

知ってほしい 福祉の**話**

このコーナーでは、福祉の制度やよくある質問についてお知らせします。

第13回目は【障害者自立支援法による障害福祉サービス】についてです。

障がいをお持ちの方が、障害者自立支援法の障害福祉サービスを受けるには、事前に障害程度区分認定を受ける必要があります、この認定結果により支給されるサービスの種類や支給量が決められます。

医療・保健・福祉の各分野に関する学識経験者で構成される障害者自立支援認定審査会では、主治医意見書や調査員の認定調査票などを基に、障害程度区分（区分1～6）や認定の有効期間を判定します。

◆申請から認定までの流れ

- ①福祉課障害・給付係で支給申請をします。
- ②申請時に渡す主治医意見書に関する書類を、できるだけ早く主治医に提出してください。主治医が

作成した意見書は、直接市役所に届きます。

- ③調査員が自宅などに伺い、心身の状況などを、本人や家族などから聞き取り調査を行います。
- ④月に1回審査会を開催し、主治医意見書や調査結果を基に認定区分と有効期間を判定します。
- ⑤審査会の結果を受けて障害程度区分やサービスの種類と支給量が決定され、障害福祉サービス受給者証が交付されます。
- ⑥サービスを受けたい事業者（事業所）と打ち合わせ後に契約を結び、サービスを利用します。なお、利用者負担は原則1割です。

問い合わせ 福祉課障害・給付係(内線152・153)

◆主な障害福祉サービス

介護給付	訓練などの給付
●居宅介護 ●短期入所 ●重度訪問介護 ●療養介護 ●行動援護 ●生活介護 ●施設入所支援 ●児童デイサービス ●共同生活介護（ケアホーム） ●重度障害者等包括支援	●自立訓練 ●就労移行支援 ●就労継続支援 ●共同生活援助（グループホーム）

一人ひとりが人権を
尊重する社会を目指して

人権のひろば



市では、市民一人ひとりが人権を尊重する差別のない社会の実現を目指して、人権教育・人権啓発を推進しています。昨年の10月には、市民が求める人権施策の方向性を把握し、「土岐市人権施策推進指針」の策定や今後の人権教育・人権啓発に関する検討資料とするために、人権に関する市民意識調査を実施しました。

そこで、その調査結果をお知らせします。

〈市民意識調査の概要〉

調査期間	平成21年10月16日～10月29日
調査対象	20歳以上の市民（無作為抽出）
調査人数	2,000人
回答率	53.6%（有効回答者数1,070人）

〈回答の要約(各問とも上位から)〉

人権全般についての意識

◆関心のある人権問題は…「高齢者の人権問題」(39.3%)、「障がい者の人権問題」(29.7%)、「子どもの人権問題」(27.5%)の順でした。

◆市で整備されていると思う人権環境は…「子ども」(29.8%)、「高齢者」(24.9%)、「女性」(22.1%)、「障がい者」(19.0%)の順でしたが、「高齢者」、「障がい者」の項目では、整備されていないという回答が、整備されているという回答を上回りました。

人権侵害の経験について

「大いに感じたことがある」(7.2%)、「少し感じたことがある」(24.6%)を合わせた回答が3割強ありました。内容別では、「家庭・地域でのプライバシー侵害」(32.1%)、「職場における採用・昇格時の差別待遇」(25.6%)、「名誉、信頼などの棄損、侮辱」(24.4%)の順でした。

人権侵害への対応について

「家族に相談する」(57.2%)、「友人に相談する」(32.9%)、「警察に相談する」(32.3%)となり、女性では「家族に相談する」(70.2%)という回答が多い特徴があります。年齢別では、「友人に相談する」という回答が若年齢層ほど多く、加齢とともに減少傾向にあります。

※調査結果は、市ホームページでもご覧になれます。